

宇都宮市地域防災計画（見直し）の概要

○ 総則編

| 現行計画の概要   | 計画（見直し素案）の概要<br>＜想＝想定見直し，課＝課題6点，提＝特別委員会からの提言<br>法＝法改正を反映，県＝県計画との整合，個＝各課の個別計画の修正等，<br>パ＝パブリックコメント，関＝関係機関からの意見＞        | ページ         |
|---|--|-------------|
| <b>第1節 計画の総則</b>  |  |             |
| (第6 計画の習熟)<br>市及び防災関係機関は本計画の習熟，市民に対する計画内容の周知徹底に努める。                               | 【追記】市（各部各課）は，計画に定められた災害対策を迅速・適切に実施できるよう，具体的な対応等を定めた個別マニュアルの整備を図る<課>  | P 2         |
| <b>第2節 防災関係機関等の役割分担</b>   |  |             |
| (第1 宇都宮市及び指定地方行政機関，指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱)  | 【追記】宇都宮市の事務大綱に以下の2項目を追記<関><br>(1) 県外からの避難者受入れに係わる県への協力に関すること<br>(2) 県外からの広域一時滞在の受入れに関すること                            | P 4         |
|   | 【追記】栃木県の事務大綱に以下の項目を追記<関><br>(3) 県外避難者の受入れに対する総合調整に関すること  | P 4         |
| (第2-1 市民の果たす役割)<br>市民は「自らの生命は自ら守る」という防災活動の原点に立ち，被害の軽減・拡大防止のため知識の習得等を実践する。         | 【修正】市民は「自らの生命は自ら守る」という自助の意識を常に持ち，平常時においては地域の防災活動に積極的に参加し，災害発生時には自身の身を守り，災害応急活動に協力するなどして，自ら被害の軽減・拡大防止に努めなければならない。<提>  | P 9         |
| <b>第4節 地震被害想定</b>   |  |             |
| (第1 前提条件)<br>平成7～8年度に実施した防災アセスメント調査を基に，海洋型地震（震度5強），直下型地震（震度6強）を想定し，避難者数等の被害を予測する。 | 【修正】防災アセスメント調査の手法を踏襲しつつ，発生震度を1ランク引き上げ，宇都宮市直下型地震発生時の市内における最大震度を7（震度階級上では最大）と想定し，更に最新の人口，建物等の情報を反映させた上で，改めて被害を予測する。<想> | P 19<br>～21 |

○ 震災対策編 第1章 災害予防計画

| 現行計画の概要  | 計画（見直し素案）の概要<br>＜想＝想定見直し，課＝課題6点，提＝特別委員会からの提言<br>法＝法改正を反映，県＝県計画との整合，個＝各課の個別計画の修正等，<br>パ＝パブリックコメント，関＝関係機関からの意見＞ | ページ  |
|--|---|------|
| <b>第2節 防災知識の普及計画</b>   |   |      |
| (第2 市民に対する防災知識の普及)<br>住民一人ひとりが防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう，防災知識の普及啓発を推進する。                           | 【追記】「市民向けの防災マニュアル」を作成・配布するなどして，平時からの備蓄や災害時に取るべき行動等について継続的に周知する。<課>  | P 30 |
| (第3-2 防災教育の充実)<br>児童生徒の発達段階に応じた指導の充実や，防災体制の仕組み等を理解させる。   | 【追記】「自助」「互助」等の意識が根付くような指導・訓練等，災害への対応力を育むことに留意する。<提>   | P 32 |
|  | 【新規】（第7 教訓の伝承）<br>市や市民は，災害の経験，教訓等を大人から子どもに語り継ぐ機会を設けるなど，後世に継承されるよう努める。<提・法>                                    | P 32 |
| <b>第3節 防災訓練計画</b>  |   |      |
| (第4 児童生徒等の防災訓練)<br>児童生徒が的確な判断と機敏な行動がとれるよう，次のような教育を行うとともに実践的な訓練の実施に努める。<br>イ 地震発生時及び地震が予知された場合の対応 | 【修正】<br>イ 地震発生時及び緊急地震速報などの地震に関する情報が発表された場合の対応<関>  | P 34 |
| <b>第4節 自主防災組織の育成に関する計画</b>   |   |      |
| (第1-1 自主防災組織の規模及び編成)<br>自主防災組織は，原則として連合自治会単位又は自治会等の組織を活かした編成とする。                                 | 【追記】各地域の自主防災組織相互の連携・協調に向け，組織間で情報・意見交換等を行える連絡会議の設置等について，市が支援する。<提>   | P 35 |
|  | 【新規】（第1-4 防災リーダーの育成・支援）<br>地域において防災活動を担う防災リーダーの育成支援を図る。<提>  | P 36 |
| <b>第6節 情報・通信システムの整備計画</b>  |   |      |
| (第1 通信体制の整備)<br>市防災行政無線を本庁，地域自治センター，出張所，上下水道局，市有車両等に配備する   | 【修正】MCA無線を防災関係課，地域自治センター，地区市民センター，市民活動センター，小中学校をはじめとする避難所等に配備する。<課・提>   | P 42 |
| <b>第10節 飲料水・食糧等の確保計画</b>   |   |      |
| (第2-2 備蓄・調達目標・品目)<br>備蓄・調達品目は，米穀，レトルト食品等の食糧や，寝具，簡易トイレ等の生活必需品を対象とする。                              | 【追記】品目の選定に当たっては，高齢者，障がい者，女性，乳幼児，食物アレルギーのある者等に十分配慮する。<課・提>   | P 58 |
| <b>第11節 防災拠点・避難場所等の整備計画</b>  |   |      |
| (第1-2 地域防災拠点)<br>各地域自治センター及び各地区市民センターは，地域の防災拠点として必要な機能の充実に努める。                                   | 【追記】大規模災害発生時には，各地域自治センター，各地区市民センター，各市民活動センターは地域防災拠点として，必要な情報の発信・収集を重点的に担う。<課・提>                               | P 60 |
| (第2-2 避難所の指定)<br>指定の避難所施設ですべての避難者を収容できない場合等には，工場，倉庫等の既存建物をその管理者の了解を得て使用する                        | 【追記】指定した避難所が使用できない場合等を想定した協力事業者の登録制度など，民間施設を効果的に活用できる仕組みを検討する。<課>   | P 62 |

|  |  |                |
|--|--|----------------|
|  | 【新規】(第2-3 備蓄避難所の整備)<br>緊急的に必要な物資を備蓄した備蓄避難所を予め指定し、災害発生時に地域の活動拠点となるよう機能の整備に努める。備蓄避難所は自主防災組織ごとに1箇所以上指定し、地域の実情に応じ拡充を図る。<課・提> | P 6 2          |
|  | 【新規】(第2-4 帰宅困難者を収容する避難場所の確保)<br>帰宅困難者が発生し、鉄道事業者による受け入れが困難な場合に、それらを収容できる避難場所等を確保する。<課・県>                                  | P 6 2          |
|  | 【新規】(第2-5 県外避難者の受入施設)<br>県外からの避難者を受け入れられるよう、指定避難所や市有施設の中から受入施設を想定しておく。<課・県>  | P 6 2<br>~ 6 3 |
| <b>第12節 緊急輸送計画</b>   |  |                |
| (第2 緊急輸送車両の確保)<br>災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。            | 【追記】防災活動等に必要な燃料について、栃木県石油協同組合等との協定締結等の手法により確保に努める。<県・個>  | P 6 5          |
| <b>第13節 医療計画</b>   |  |                |
|  | 【新規】(第1-1 医療関係団体等との連携)<br>医療関係団体と緊急時における協力応援体制を整備しておく。<個>  | P 6 7          |
| (第2 後方医療体制の整備)<br>後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。                     | 【修正】輪番制病院を後方支援病院として要請し、後方支援体制の整備を図る。<個>  | P 7 0          |
| <b>第16節 建築物等災害予防計画</b>   |  |                |
| (第1-1 公共建築物等の安全対策)<br>地震発生時に活動の拠点となる公共建築物については、その重要性に応じて耐震診断を実施し、耐震補強に努める。 | 【追記】非構造部材の脱落対策についても、国から示される技術的基準を踏まえ対応する。<課・個>   | P 7 7          |

○ 震災対策編 第2章 災害応急対策計画

| 現行計画の概要   | 計画(見直し素案)の概要<br><想=想定見直し, 課=課題6点, 提=特別委員会からの提言<br>法=法改正を反映, 県=県計画との整合, 個=各課の個別計画の修正等,<br>パ=パブリックコメント, 関=関係機関からの意見> | ページ                |
|---|--|--------------------|
| <b>第1節 災害対策本部設置計画</b>   |  |                    |
| (第4-2 本部会議)<br>(2) 協議事項<br>ア 災害応急対策の実施及び調整に関すること。                     | 【修正】<br>(2) 協議事項<br>ア 災害予防対策, 災害応急対策の方針の作成及びその実施に関すること。<法>   | P 8 5              |
|   | 【新規】(第4-5 本部情報班)<br>災害対策本部事務局内に「本部情報班」を設置し、緊急情報や生活情報を迅速に収集する。<個>   | P 8 6              |
| <b>第2節 動員配備計画</b>   |  |                    |
|   | 【新規】(第1-4 災害の長期化に対応できる応援体制)<br>部局内で職員のローテーションを調整することや、部局を超えた相互応援など、災害の長期化に柔軟に対応できる体制を構築する。<個・県>                    | P 1 0 0            |
| <b>第4節 通信運用計画</b>   |  |                    |
| (第2 通信施設等の運用)<br>災害情報の収集・伝達は、次の通信施設等を適切に組み合わせて活用する。<br>1 市防災行政無線 ほか   | 【修正】<br>災害情報の収集・伝達は、次の通信施設等を適切に組み合わせて活用する。<br>1 MCA無線 ほか<課・提>  | P 1 1 4<br>~ 1 1 5 |
| <b>第5節 応急避難対策計画</b>   |  |                    |
| (第1-2 避難準備情報, 避難勧告・指示の実施)<br>避難準備情報, 避難勧告・指示は事態に応じ行う。                 | 【修正】避難準備情報, 避難勧告・指示は、「宇都宮市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、直近の気象情報等も踏まえ、総合的に判断し発令する。<県・個>                                     | P 1 1 9            |
| (第1-3 報告・通知)<br>避難の勧告・指示等を発令した場合は、広報車, 防災行政無線や連絡網等あらゆる手段を活用して市民に伝達する。 | 【修正】避難勧告等・指示等を発令した場合は、広報車, 防災行政無線(同報系:上河内地域), 登録制メール配信, 緊急速報メール等あらゆる手段を活用して市民に伝達する。<個>                             | P 1 2 0            |
|   | 【新規】(第4 地域による避難者の受入)<br>震災発生直後、地域住民の協力のもと、一時的・緊急的に避難者を備蓄避難所で受入れ、備蓄してある物資を支給する。<課・提>                                | P 1 2 3            |
|   | 【新規】(第5-3-(3) 男女双方の視点に配慮した対策)<br>避難場所の運営は、男女双方の視点に配慮する。特に更衣室や授乳室の設置, 避難場所における安全性の確保等, 女性の視点に配慮する。<課・提>             | P 1 2 4            |
|   | 【新規】(第5-3-(6) 飼育動物の保護)<br>飼育動物を避難所内で円滑に保護するため、避難所全体の配置を考慮することや全避難者の理解を得られるようルールを設ける等, 適正な飼育環境の確保に努める。<個>           | P 1 2 5            |
|   | 【新規】(第5-4 避難者の相互扶助)<br>避難者は互いに助け合うとともに、避難者名簿の作成, 物資の受入・配給, 炊き出し等, 避難所の運営に協力するよう努める。<パ>                             | P 1 2 5            |

|  |  |                    |
|--|--|--------------------|
|  | <p><b>【新規】</b>(第7 帰宅困難者対策)</p> <p>1 事前対策</p> <p>(1) 関係機関との連携<br/>県が主宰する連絡会議を通じ、県、警察、県内の各市町、鉄道事業者と必要な連絡調整等を行う。&lt;課・県・提&gt;</p> <p>(2) 事業者・市民への事前周知<br/>事業者に向け、社員が帰宅困難となった場合の対策(時差帰宅等)の検討について呼びかけるとともに、市民に向け、帰宅困難となった場合にとるべき行動等の事前周知を図る。&lt;課&gt;</p> <p>2 初動対応</p> <p>(1) 避難場所への誘導<br/>鉄道事業者からの要請を受け、一時滞留、受入が可能な避難場所を確保し、帰宅困難者の誘導・受入れを行う。&lt;課・県&gt;</p> <p>(2) 帰宅困難者への支援<br/>物資、情報の提供等の支援を行う。&lt;課&gt;</p>  | P 1 2 5<br>~ 1 2 7 |
|  | <p><b>【新規】</b>(第8 県外からの避難者対策)</p> <p>1 初動対応<br/>市は、県外から住民が避難してきた場合、県に報告する。&lt;県・課&gt;</p> <p>2 県外広域避難所の開設・運営<br/>県からの要請があった場合、指定避難所及び市有施設の中から県外広域避難所を選定し、開設・運営を行う。&lt;県・課&gt;</p> <p>3 県外避難者への支援<br/>情報の提供や就学・子育て等に関する支援を行う。&lt;課&gt;</p>  | P 1 2 7<br>~ 1 2 8 |
|  | <p><b>【新規】</b>(第9 広域一時滞在) &lt;法・県・パ&gt;</p> <p>1 県内市町間の一時滞在(避難、避難の受入れ)</p> <p>(1) 県内市町へ避難する場合<br/>被災住民の他の市町の区域における一時的な滞在(広域一時滞在)の必要があるときは、受入れについて、他の市町に協議することができる。</p> <p>(2) 県内市町からの避難を受け入れる場合<br/>被災市町から広域一時滞りの協議を受けた場合、正当な理由がある場合を除き被災住民を受け入れるものとし、一時滞りの用に供するための公共施設等を決定し、その内容を関係機関等に通知しなければならない。</p> <p>2 県域を越えた一時滞在(避難、避難の受入れ)</p> <p>(1) 県外へ避難する場合<br/>被災住民の県外における一時的な滞在(県外広域一時滞在)の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。</p> <p>(2) 県外からの避難を受け入れる場合<br/>県から県外広域一時滞りの協議を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き被災住民を受け入れるものとし、一時滞りの用に供するための公共施設等を決定し、その内容を関係機関等に通知しなければならない。</p> <p>3 費用負担<br/>原則として被災した地方公共団体が負担する。</p> | P 1 2 8<br>~ 1 2 9 |
| <b>第7節 応援要請計画</b>  |  |                    |
| (第1-1 県及び協定締結都市に対する応援要請)<br>現有の人員及び備蓄資機材では災害対策の実施が困難であるときは、相互応援に関する協定等に基づき応援を要請する。 | <b>【追記】</b> 平常時より、できるだけ多くの県内外の自治体との協定締結に努め、締結後は協力内容、輸送方法等をマニュアル化しておく。<県>   | P 1 3 2            |
|  | <b>【新規】</b> (第4-1 県と市町が一体となった応援体制の整備)<br>県内市町、県外の自治体において重大な被害が発生した場合に備え、平常時から、県・市町が一体となった「チーム栃木」として被災市町を応援する体制の整備に努める。<県>  | P 1 3 6            |
| <b>第9節 広報広聴計画</b>  |  |                    |
| (第3-1 緊急広報)<br>災害発生初期の緊急を要する広報は、広報車、テレビ、ラジオ等に基づき伝達する。                              | <b>【修正】</b> 緊急広報は、緊急速報メール、登録制メール配信、テレビのデータ放送、インターネット(ホームページ)等、複数の伝達手段を活用する。<個>   | P 1 4 9            |
|  | <b>【新規】</b> (第6-2-(1) 災害時コールセンターの設置)<br>被害規模が大きく、地震発生直後に市民からの問い合わせ電話が多発する場合には、災害対策本部に災害時コールセンターを設置し、災害版FAQに基づき対応する。<課・提・個>   | P 1 5 2            |
| <b>第21節 文教対策計画</b>   |  |                    |
|  | <b>【新規】</b> (第1-1-(3) 児童・生徒の下校体制)<br>校長は、本市で観測された震度が5強以上の場合は、児童・生徒を学校に待機させ、保護者の迎えにより下校させる。<個>  | P 1 9 0            |
| <b>第25節 市管理施設の応急対策計画</b>   |  |                    |
|  | <b>【新規】</b> (第1-2-(3) 情報システム等の復旧)<br>被災により情報システムやネットワーク機器等に障害が発生している場合は、「ICT部門の業務継続計画」に基づき早期復旧のために必要な措置を行う。<個>   | P 2 1 0            |

○ 風水害・放射線等対策編 第2章 災害応急対策計画

| 現行計画の概要  | 計画（見直し素案）の概要<br>＜想＝想定見直し，課＝課題6点，提＝特別委員会からの提言<br>法＝法改正を反映，県＝県計画との整合，個＝各課の個別計画の修正等，<br>パ＝パブリックコメント，関＝関係機関からの意見＞   | ページ         |
|--|---|-------------|
| <b>第3節 災害情報収集・伝達計画</b>                           |   |             |
| (第3-4-エ 気象情報)<br>竜巻の発生しやすい状況になった時には竜巻注意情報が発表される。 | 【追記】平時より広報紙，ホームページ等を通じ，竜巻の特性・とるべき行動等を周知する（「竜巻注意情報」についてより詳細に記載）。＜県＞  | P 33        |
| <b>第8節 水防計画</b>                                  |   |             |
|  | 【新規】水防計画は，別冊「宇都宮市水防計画」によるものとしており，下記のとおり「宇都宮市水防計画」P29に記載<br>第25 水防活動時の安全確保<br>水防活動に従事する者は，常に自己の安全確保に努め，二次災害のおそれがある前兆現象を発見した場合は，周囲にその旨を知らせるとともに避難を最優先とした活動とすること。＜水防法の改正＞  | P 40        |
| <b>第33節 放射線対策計画【新設】</b>                          |   |             |
|  | 【新規】（放射線対策計画）＜課・提・県＞<br>第1 警戒活動<br>1 情報の収集・連絡活動<br>県等の関係機関と連携し情報を収集する。<br>2 環境モニタリング体制<br>県の環境モニタリング情報により，放射性物質の影響等を把握する。<br>3 市民への情報提供<br>ホームページ，防災メール等を活用し，原発事故の状況等に関する情報を市民に提供する。<br>第2 初期活動<br>1 災害対策本部の設置<br>国から原子力緊急事態宣言が発出された場合，災害対策本部を設置し各部局が連携し対応に当たる。<br>2 情報の収集・伝達<br>市民に情報を提供し，原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。<br>3 屋内退避・避難等の実施<br>国から地域住民の屋内退避，避難等の指示が発出された場合，市は住民等に対し立ち退きの勧告又は指示を行う。<br>4 飲料水の安全対策の実施<br>国が定める摂取制限に関する指標を超える場合等は，水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。<br>5 農林水産物・加工食品等の安全性の確保<br>県が生産者に対し出荷自粛を要請した場合等には，ホームページ等を活用し広く市民に周知する。<br>6 住民等の健康対策<br>国・県等と連携し，住民，避難者等を対象に心身の健康に関する相談等を実施する。<br>第3 災害応急活動<br>1 避難所の開設・運営<br>必要に応じ避難所を開設し，管理運営に当たる。<br>2 医療活動の実施<br>県と連携し，被災者等を対象に汚染検査，医療救護及び健康管理等の措置を行う。<br>3 児童生徒等の安全対策<br>学校は，児童生徒等の安全を確保し，保護者や関係機関との連携に努める。<br>4 放射線量の測定・公表等<br>市民の安心感を高めるため放射線量の測定・公表を行う（空間放射線量，食品検査，水道水）<br>5 除染対策等<br>国や県が示す方針や基準，ガイドライン等に基づき除染等対策を実施する。<br>第4 復旧対策<br>1 住民等への健康対策<br>県と連携し，住民等の不安を払拭するため，放射線の身体的影響に係る相談等を実施する。<br>2 風評被害の防止<br>県と連携し，原子力災害による風評被害の未然防止又は影響を軽減するため，広報活動等，必要な措置を講じる。<br>3 損害賠償<br>迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。<br>第5 終息期の対策<br>市民の不安解消のため，規模を縮小しながら，空間放射線量の測定，食品検査，健康相談等の措置を実施する。 | P 77<br>～81 |